

佐世保市 3 世代同居・近居促進事業補助金実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の既存住宅の活用により本市への移住定住を促進し、並びに安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成を促進するため、多子世帯又は新たに 3 世代で同居若しくは近居する世帯が行う改修工事等（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において、佐世保市 3 世代同居・近居促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多子世帯 補助金交付申請日現在、18 歳未満の子（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。以下同じ。）が 3 人以上の世帯又は 18 歳未満の子が 2 人かつ 3 人目を希望する世帯をいう。
- (2) 子育て応援団体等 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認定制度」における認定団体又は長崎県が実施する「ながさき結婚・子育て応援宣言」を宣言した団体をいう。
- (3) 子育て応援団体所属者 子育て応援団体等に所属する者をいう。
- (4) 子育て世帯 小学生以下の子ども（母子健康手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。）がいる子育て中の世帯をいう。
- (5) 3 世代 子育て世帯を含む 3 つ以上の世代をいう。
- (6) 同居 市内において同一住宅に居住すること（同一敷地内にある離れに居住する場合を含む。）をいう。
- (7) 近居 市内においてお互いが同一中学校区域内にある住宅又は隣接する小学校区域内にある住宅に居住することをいう。
- (8) 中古住宅 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものを除く。））以外の住宅で、補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）又は当該申請者の 3 親等以内の者の所有でない住宅をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、建築関係法令に適合して建てられたものであって、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分に限る。）
- (2) マンション等の共同住宅等（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号から第8号までに掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 交付申請日の属する年度の4月1日以降に多子世帯で自ら居住するための中古住宅を取得しようとする事。
- (2) 前号に規定する中古住宅の取得と併せて当該住宅を改修しようとする事。
- (3) 交付申請日の属する年度の4月1日以降に新たに3世代で同居するために自らが所有する住宅を改修しようとし、又は4月1日以降に新たに3世代で同居又は近居するための中古住宅を取得しようとする事。
- (4) 市区町村税を滞納していない事。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者である事。
- (6) 補助事業を実施する前の住宅を市内に所有し、当該住宅が空家となる場合において、当該住宅を中古住宅市場で流通させようとし、又は管理不全とならないように維持管理に努める事。
- (7) 補助事業完了後、10年間当該住宅に居住する事。
- (8) 補助事業完了までに補助対象住宅に居住する世帯が町内会に加入する事。

(補助事業完了時期)

第5条 補助事業は、補助金を交付決定した日の属する年度の1月末までに完

了しなければならない。ただし、申請者の責めに帰さない事由によるもので、市長がやむを得ないと認める補助事業については、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除いた額であり、以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 多子世帯で自ら居住するための中古住宅（床面積が60㎡以上のものに限る。）の取得に係る経費
- (2) 前号に規定する中古住宅の取得と併せて行う改修工事（別表1に掲げる内容に限る。）に係る経費
- (3) 新たに3世代で同居するための改修工事（別表1に掲げる内容に限る。）に係る経費
- (4) 新たに3世代で同居又は近居するための中古住宅の取得に係る経費

2 前項第2号及び第3号の改修工事は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工する工事でなければならない。

3 補助事業が、他の公的補助金等の対象となる場合は、補助金の対象としない。ただし、他の公的補助金等の補助対象となる経費部分を明確に区分することができるときは、他の公的補助金等の補助対象部分を除く部分についてのみ、補助対象経費とすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合は、補助金の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に改修工事に着工し、又は中古住宅の売買契約をしたとき。
- (2) その他市長が適当でないとする工事又は売買があったとき。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1以内とし、かつ、住宅1件あたり40万円（申請者が子育て応援団体所属者の場合は44万円）を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金交付申請書（第1号様式）2部に、別表2の（い）欄に掲げる補助対象者の区分に応じ（ろ）

欄に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し適当と認めた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対して佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(計画の変更)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定額を含む交付決定の内容に変更が生じる場合は、佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金変更交付申請書（第5号様式）2部に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 第8条の申請で添付した書類のうち、変更となるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定額に変更がない内容変更の場合は、交付決定者は佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金内容変更届出書（第6号様式）1部に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 第8条の申請で添付した書類のうち、変更となるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前条の規定は、第1項に規定する申請があった場合の決定について準用する。この場合において、同条中「佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）」とあるのは、「佐世保市3世代同居・近居促進事業の計画変更承認書及び佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金交付決定変更通知書（第7号様式）」と読み替えるものとする。

(事業の中止)

第11条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、佐世保市3世代同居・近居促進事業中止届（第8号様式）1部を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、第9条又は前条第3項に規定する交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、工事又は中古住宅の取得が完了したときは、速やかに、佐世保市3世代同居・近居促進事業完了実績報告書（第9号様式）1部に、別表3の(い)欄に掲げる補助対象者の区分に応じ(ろ)欄に掲げる書

類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、特に必要があると認める場合には、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告の内容が適当と認めた場合に限り、交付すべき補助金の額の確定を行い、佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金交付確定通知書（第11号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、実績報告の内容がこの要綱に定める内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し佐世保市3世代同居・近居促進事業不適合通知書（第12号様式）により通知したうえで、是正を指導するものとする。

- 3 前条第1項又は第2項の規定は、前項の指導に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第14条 前条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、佐世保市3世代同居・近居促進事業補助金交付請求書（第13号様式）1部を市長に提出するものとする。

(意見の聴取及び調査)

第15条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえでの補助対象住宅への立入りができるものとする。

- 2 市長は、交付決定者の補助対象住宅における同居又は近居の居住状況について調査ができるものとする。

(財産処分の制限等)

第16条 交付決定者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

- 2 規則第18条の規定による市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

と認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、災害、病気、家庭環境の状況又は職場環境の変化その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、令和元年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の予算に係る補助金について適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

交付の対象となる経費	項目	工事の内容等
多子世帯のための改修工事費又は新たに3世代で同居するための改修工事費	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設等
	設備の改修	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設
	バリアフリーリフォーム	①通路又は出入口の幅を拡張する工事 ②階段の勾配を緩和する工事 ③手すりを取り付ける工事 ④段差を解消する工事 ⑤出入口の戸を改良する工事 ⑥床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
	断熱改修	①屋根(天井)、外壁、床の断熱改修 ②窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入れ替え

別表 2 (第 8 条関係)

(い)	(ろ)
新たに3世代で同居するために改修する者	(1) 3世代で同居しようとする者全員の住民票の写し (2) 3世代の関係が確認できる戸籍全部事項証明書 (3) 子育て世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し (4) 3世代で同居しようとする者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類(直近の課税が佐世保市以外の場合は、当該課税を行った市区町村発行の当該書類) (5) 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書、家屋台帳等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの (6) 事業計画書兼補助金算定書(第2号様式) (7) 補助対象リフォーム工事費内訳書(第3号様式)

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 現況写真（補助対象住宅の全景写真並びに補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前の状況を撮影したもの） (9) 改修部分の平面図（改修工事前後） (10) 工事見積書の写し (11) 事業前アンケート (12) 子育て応援団体所属者である場合、所属が確認できるもの (13) その他市長が必要と認める書類
<p>新たに 3世代 で同居 又は近 居する ために 中古住 宅を取 得する 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票の写し (2) 3世代の関係が確認できる戸籍全部事項証明書 (3) 子育て世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し (4) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（直近の課税が佐世保市以外の場合は、当該課税を行った市区町村発行の当該書類） (5) 建物の登記事項証明書 (6) 事業計画書兼補助金算定書（第2号様式） (7) 現況写真（補助対象住宅の全景写真） (8) 中古住宅の取得に係る経費が分かるもの (9) 事業前アンケート (10) 子育て応援団体所属者である場合、所属が確認できるもの (11) その他市長が必要と認める書類
<p>多子世 帯で住 宅の取 得と併 せ改修 する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多子世帯全員の住民票の写し (2) 多子世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し (3) 多子世帯全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（直近の課税が佐世保市以外の場合は、当該課税を行った市区町村発行の当該書類） (4) 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書、家屋台帳等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの (5) 事業計画書兼補助金算定書（第2号様式）

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 補助対象リフォーム工事費内訳書（第3号様式） (7) 現況写真（補助対象住宅の全景写真及び補助を受ける改修工事の部分、部位並びに設備ごとに着工前の状況を撮影したもの） (8) 改修部分の平面図（改修工事前後） (9) 工事見積書の写し (10) 事業前アンケート (11) 子育て応援団体所属者である場合、所属が確認できるもの (12) その他市長が必要と認める書類
多子世帯で中古住宅を取得する者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多子世帯全員の住民票の写し (2) 多子世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等 (3) 多子世帯全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（直近の課税が佐世保市以外の場合は、当該課税を行った市区町村発行の当該書類） (4) 建物の登記事項証明書 (5) 事業計画書兼補助金算定書（第2号様式） (6) 現況写真（補助対象住宅の全景写真） (7) 中古住宅の取得に係る経費が分かるもの (8) 事業前アンケート (9) 子育て応援団体所属者である場合、所属が確認できるもの (10) その他市長が必要と認める書類

別表3（第12条関係）

(い)	(ろ)
新たに3世代で同居するために改修した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに同居した者全員の住民票の写し (2) 施工中及び完了写真（補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備ごとに撮影したもの） (3) 納品書等（滑りにくい床材、断熱材、断熱窓その他性能が求められるもので市長が必要と認めるもの）

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (5) 事業後アンケート (6) 町内会加入証明書（様式第10号）又は加入が確認できるもの (7) その他市長が必要と認める書類
新たに3世代で同居又は近居するために中古住宅を取得した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票の写し (2) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (3) 売買契約書の写し (4) 事業後アンケート (5) 町内会加入証明書（様式第10号）又は加入が確認できるもの (6) その他市長が必要と認める書類
多子世帯で住宅を取得後、改修した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多子世帯全員の住民票の写し (2) 施工中及び完成写真（補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備ごとに撮影したもの） (3) 納品書等（滑りにくい床材、断熱材、断熱窓その他性能が求められるもので市長が必要と認めるもの） (4) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (5) 売買契約書の写し、建物の登記事項証明書等、補助対象住宅の所有者が確認できるもの (6) 事業後アンケート (7) その他市長が必要と認める書類
多子世帯で中古住宅を取得した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多子世帯全員の住民票の写し (2) 領収書の写し等（支払が確認できるもの） (3) 売買契約書の写し (4) 事業後アンケート (5) その他市長が必要と認める書類